

年金と財政

——基礎年金給付の国庫負担水準の影響

金子 能宏

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第1室長)

中田 大悟

(横浜国立大学エコテクノロジー・ラボラトリー講師・中核的研究機関研究員)

宮里 尚三

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

1. はじめに

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(平成14年12月)によって次期年金改正案の骨格が提示された後も、日本経済の不透明な動向が払拭できず財政状況は引き続き厳しい状況にあるため、基礎年金給付の国庫負担を3分の1から2分の1へ引き上げる問題は、その財源のあり方とも関連して、重要な課題となっている。

この論点では、厚生年金について3つの選択肢が提案されている。一つは、保険料水準を見直しながら現行の給付水準(現役手取り賃金比59%)を維持する方式(方式I)である。この場合、基礎年金給付の国庫負担を3分の1(2分の1)とすると、2030年以降の保険料率は26.2%(23.1%)(総報酬ベース)になることが予測されている。これと対照的な選択肢は、保険料率を2022年度から20%に固定して、この保険料率のもとで賄える保険料総額と年金給付総額とのバランスを考慮しつつ年金給付額を調整する保険料固定方式(方式II)である。この場合、少子高齢化の進展により保険料を固定したもとの保険料収入総額が減少することに対応して、国庫負担を3分の1(2分の1)とすると、年金給付の現役手取り賃金比率は2043年度以降45%(2032年度以降52%)になると予測されている。そして、方式Iと方式IIの中間的な選択肢として挙げられているのが、保険料水準を見直しながら現行の給付の内容や水準を見直す[給付と負担双方見直

し方式(方式I-2)]である。

自営業者や厚生年金の被保険者に該当しない雇用者(パートタイム労働者など)を対象とする国民年金については、その給付が基礎年金のみなので、2つの選択肢が提案されている。一つは、基礎年金給付の国庫負担を現行の3分の1とする場合で、保険料は月額13,300円(2002年)から2025年まで毎年引き上げて29,300円とし、それ以降この保険料で固定するという案である。もう一つは、基礎年金給付の国庫負担を2分の1に引き上げる場合で、保険料は月額13,300円(2002年)から2016年まで毎年引き上げて20,500円とし、それ以降この保険料で固定するという案である。

保険料固定方式を除くすべての場合で、このように保険料率や保険料が引き上げられるのは、これらの選択肢が、今後も高齢化率が上昇し続けることが予測されている状況のもとで、厚生年金と国民年金の財政収支それぞれを赤字化させることなく増大する年金給付を賄う保険料率と保険料のスケジュールを示しているからである。一方、保険料固定方式の場合に、厚生年金の給付水準が低下することが示されているのも、単年度収支では短期的に赤字化することがあっても、積立金の一時的な取り崩しにより長期的には厚生年金の財政収支を赤字化させないためである。このように、次期年金改正の骨格では、多様な選択肢が示されているものの、いずれの場合も、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少と年金受給者となる高齢者人口の増加という制約

のもとで、年金財政を長期的に安定させるという課題に応えるための選択肢であるという点では、共通しているものである。

しかし、経済成長率が依然として低い水準にあり、税収の伸びも期待しにくい状況が続いているため、保険料率や保険料の引き上げの程度が低くなるという点で、現役世代の家計にとってメリットのある基礎年金給付の国庫負担を2分の1に引き上げる案は、財務省の立場からは困難という状況に至っている。ただし、国庫負担を2分の1に引き上げない場合には、例えば国民年金の保険料は月額29,300円にまで引き上げられる。現在の月額13,300円のもとでも、「平成14年国民年金被保険者実態調査結果（速報）」によれば、国民年金被保険者（第1号被保険者）2,207万人のうち未納者は327万人、免除者は376万人（第1号被保険者に対するそれぞれの割合は15%と17%）にのぼっていることを考えると、国庫負担が上がらずに国民年金保険料が引き上げられる場合には、未納者と免除者が今後も増加することが危惧される。

もちろん、この問題に対しては、国民年金の保険料納付を徹底するための政策的取り組みが必要である。同時に、労働市場の変化に伴ってフリーターなどが国民年金により多く加入するようになった現状に対応した国民年金の負担のあり方については、例えば収入に比例した保険料納付が可能かどうか検討することも必要であろう。この問題に関連しては、すでに、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、パートタイム労働者への厚生年金の適用条件を緩和して、より多くのパートタイム労働者が厚生年金の適用を受けられるようにする改正案が示されている。

このように、基礎年金給付の国庫負担水準は、年金と財政のさまざまな側面に影響を及ぼす重要な検討課題である。確かに、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」が、国庫負担3分の1と2分の1それぞれの場合について保険料率引き上げスケジュールを示しているので、国庫負担の水準と保険料との関係については、国民は詳しい情報を持っていると言えるだろう。しかし、そのよう

な国庫負担水準の相違が、将来の日本経済の動向や家計の消費水準に及ぼす影響については、必ずしも十分な情報が提供されているとは言えないのが現状である。

そこで、本稿では、厚生年金を対象に、動学的世代重複モデルによるシミュレーション分析を用いて、基礎年金給付の国庫負担を3分の1のままにする場合とそれを2分の1に引き上げて消費税で賄う場合それぞれについて資本労働比率や家計消費の推移を推計することによって、基礎年金の国庫負担水準の選択が及ぼす影響を分析する。次の節では、このような年金と財政に関わる問題では、世代間の公平性と世代内の公平性とが重要な視点であることを社会保障改革の流れの中で確認する。3節では、モデルの概要を述べた上で、国庫負担3分の1の場合と2分の1の場合それぞれの推計結果を示す。4節では、まとめと今後の課題を述べる。

2. 年金と財政の問題における今日の視点 ——世代間の公平性と世代内の公平性——

今日、年金改革にあたっては、異なる世代の人々同士の間で拠出と給付との関係が異なりすぎるために不公平感が生まれて年金制度の信頼が失われることのないように世代間の公平性に対する配慮が求められているとともに、高齢者世帯の所得格差の実態を踏まえてそのような同じ世代の人々の間での格差を是正するために世代内の公平性にも配慮することが求められている。年金制度は、医療保険や介護保険とともに社会保障制度を構成することから、このような視点の重要性は、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の報告書「21世紀に向けての社会保障」（平成13年10月）において確認されている。すなわち、この報告書では「社会保障制度について税制など関連する諸制度の検討を含め、総合的・包括的な改革に取り組む」ことや、「社会保障については、より総合的にとらえて、世代間、世代内の公平を確保していく」ことの必要性が指摘された。さらに、平成13年12月に閣議決定さ

れた高齢社会対策大綱においても、社会保障制度においては世代間の公平性に配慮した給付と負担の均衡を図るとともに、負担能力のある者には能力に応じて公平に負担を求めるといった指針が示された。

このような社会保障制度のあり方についての指針を受けて、平成13年11月の社会保障審議会医療保険部会の平成14年度医療改革に関する議論においては、世代内の公平性を鑑みて、高齢者医療の患者負担については、低所得者に配慮しつつ受益と経済的能力に応じた定率負担を求めべきであるとされた。また、世代間の公平性に配慮することについては、「はじめに」で述べたように、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」（平成14年12月）において、少子高齢化の進展が予測されている今日、もしも現役世代の収入に対する年金給付の比率で見た給付水準を現状のまま維持するとすれば、保険料率が高い水準に至るため、既に年金給付を受けている世代の拠出と給付の関係に比べて将来世代の拠出と給付の関係が不利にならないようにする方法として、保険料率固定方式が選択肢の一つとして提案されている。

もちろん、年金改革においても、世代内の公平性を考慮することは、高齢者世帯の所得格差を見ると必要なことが理解される。すなわち、年金給付の水準を調整する場合には、高齢者の所得分布は様ではなく、低所得層の高齢者にとって年金からの所得は重要な所得源泉になっていることを配慮する必要がある。『平成15年版 高齢社会白書』（内閣府編 2003）によれば、平成12年において、全世帯の平均所得金額は616万9,000円に対して、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は319万5,000円である。このように高齢者世帯の平均所得金額は全世帯平均を下回るが、住宅・土地資産額で比較すると、高齢者夫婦世帯の平均住宅・土地資産額は4,250万6,000円であり、2人以上の一般世帯平均の3,297万2,000円を約1,000万円上回っている（『平成15年版 高齢社会白書』図1-2-22による）。ところが、高齢者世帯の所得分布には偏りがあり、100万～200万円

未満が24.9%で最も多く、ついで200万～300万円未満が20.6%を占めているため、高齢者世帯の1世帯当たり所得金額の中央値は246万円となっている。また、高齢者の所得水準を見ると、男性よりも女性の方が低く、女性の平均所得額はおよそ男性の半分であり、しかも女性の場合には所得金額に占める年金給付など社会保障給付の比重が大きいことが知られている（『平成14年版 高齢社会白書』図1-2-15「高齢者の所得水準 [平成12（2000）年、所得の種類別]」を参照）。従って、年金財政の負担が過重になって人々の公的年金への加入インセンティブが失われぬ限り、基礎年金をすべての国民に保証して年金制度が再分配機能も持つことは、公的年金としての重要な役割であると考えられる。

以上のような観点から、本稿では、世代間の公平性と世代内の公平性について検討することができ、かつ国庫負担割合が変化することに応じて社会保険料率（賃金所得に対する賦課）やその他の負担賦課（例えば利子所得への賦課や消費に対する賦課）が内生的に求められる動学的世代重複モデルを用いて、厚生年金の財政とその影響に関するシミュレーション分析を行った。具体的には、学歴別賃金によって近似的に示される4つの所得階層を持つ動学的世代重複モデルを用いて¹⁾、基礎年金の国庫負担を3分の1のままとする場合と、国庫負担を2分の1に引き上げる場合それぞれについて、国民経済への影響、および消費水準を基準とした世代別に見た影響と所得階層別に見た（世代内の）影響に関するシミュレーションを行った。

3. 厚生年金の国庫負担水準の相違がもたらす影響に関する分析

(1) 動学的世代重複モデルの概要

本稿で紹介する動学的世代重複モデル（ライフサイクル一般均衡モデル）は、宮里・金子（2001）に基づき、その政府予算制約を拡張したものである。このモデルの特徴は次の4点である。第1に、世代重複モデルであることにより、

人口構成の変化による貯蓄供給の変化などを分析することができる。第2に、一般均衡モデルであることにより、家計が生涯全体にわたっての通時的な効用最大化行動の結果として決定される貯蓄は資本市場で実物資本と結びつき、算出水準に影響を与える。一般均衡モデルであるため、貯蓄の変化は利子率の変化を引き起こし、貯蓄水準や産出水準に影響を与える²⁾。

第3に、政府の予算制約をなるべく現実のものに近づけるため、その予算制約に年金財政と一般会計支出を含めている。基礎年金給付の国庫負担のうち3分の1は、現行の税収構造³⁾すなわち個人所得に対する賦課（個人所得税）、消費に対する賦課（5%の消費税）および資本所得への賦課から賄われており、それ以外の年金給付は賦課方式で決まる保険料率が賃金所得に賦課されることによって賄われる。一方、一般会計支出は、税収総額がこの負担割合を超過する部分を、すべての個人に同じ額だけ配分するという形でモデルに組み入れられている。これにより、国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げる前段階の政府の財源構成は、実際と同じ負担賦課の構成となっている。

第4に、世代間の公平性と世代内の公平性について検討できるように、世代重複モデルの各世代にそれぞれ中学卒、高校卒、短大・専門学校卒および大学卒の人々がいることを想定して、所得水準の格差を学歴別に見た賃金格差により表すこととした。なぜならば、学歴は勤労期間の始まりに確定するので、経済変数の需給関係により賃金水準（あるいはこれに利子所得を加えた所得水準）が一時点ごとに変動するのに対して、その変動を通じてなお残る格差として賃金格差が見いだされることから、一つ一つの世代の中になお残る世代内の格差をモデルの中で取り上げる有用な基準となると考えられるからである⁴⁾。

なお、第2の特徴と関連する、貯蓄行動と関連する遺産については、家計は遺産動機をもちず寿命の不確実性のために意図せざる遺産が若い世代に受け渡されるものと想定した。したがって、個人はこのような生涯の予算制約のもとで期待効

用最大化行動をとることにより、通時的な消費経路、言い換えれば貯蓄率を決めるものとする。一方、消費する対象となる財の生産については、コブ・ダグラス（Cobb-Douglas）型生産関数を用いている。

以上の特徴と関連する個人の期待効用最大化行動の条件、生産関数、政府の予算制約式などの方程式体系については、金子・宮里・中田（2003）に示されている。

(2) シミュレーション分析の諸前提

シミュレーションを行うためのパラメータの設定を行うにあたり、まずモデルの内生的貯蓄率が、初期時点で、1998年の現実の貯蓄率と同じレベルになるようにパラメータの特定化を行った。具体的には、時間選好率 $\delta = -0.05$ 、異時点間の代替の弾力性 $\gamma = 0.9$ 、生産の資本シェア $\alpha = 0.25$ である。人口については、2000年以降、2002年1月の将来推計人口と同じ年齢別人口（5歳階級別人口）がモデルの中に現れるように年齢別の死亡率 S_s を設定した⁵⁾。年金給付水準については、所得代替率を60%とにおいて、これに将来の各時点の学歴別賃金をかけて学歴別の給付水準を求めている。生産部門に関わる技術進歩率については、これを0.01と仮定した。

世代内の所得格差は労働生産性の違いによるものとし、その違いは外性的に与えることにする。家計の労働生産性は $x_i e_s$ であるが e_s は常に1という仮定をおいているため、家計の労働生産性の違いは x_i のみに依存することになる。本稿では同一世代を4つの異なる階層に分けてシミュレーションを行うが、『賃金センサス』（1998年）の大卒、高専・短大卒、高卒、中卒の平均賃金をもとに階層を分けることにした。具体的な賃金格差についてみると、学歴計の平均賃金を1とした場合の賃金格差指数 x_i は、高所得の家計（大学卒） $x_1=1.286$ 、中高の所得の家計（高校卒） $x_2=0.923$ 、中低の所得の家計（中学校卒） $x_3=0.868$ 、低所得の家計（短大・専門学校卒） $x_4=0.857$ となっている。なお、本稿では労働生産性の違いの大きさはコーホートを通じて一定であると仮定し

ている。

(3) シミュレーション分析の結果

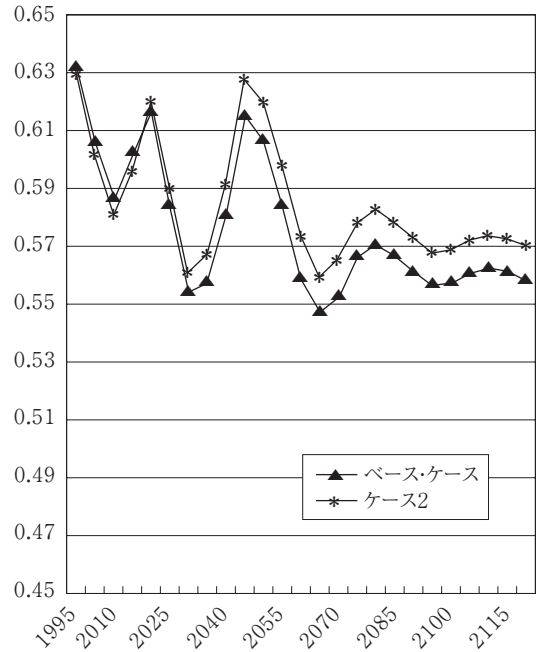
本稿では、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」で示された給付維持方式を取り上げ、国庫負担を基礎年金給付の3分の1とする場合と2分の1とする場合各々について、上記のモデルを用いて、将来の国民経済の生産水準に影響を及ぼす資本労働比率（資本ストック／労働力人口）の推移と、学歴別賃金で見た所得階層ごとに生まれ年別の生涯消費について推計を行った。国庫負担3分の1の場合（ベース・ケース）は、賃金所得税、資本所得税、消費税からなる政府支出全体の財源構成は現状のままで、消費税率の引き上げはないものとした。国庫負担以外の年金給付の財源は賃金所得に賦課する保険料であり、これを賄う保険料率はモデルの中で計算されるものである。国庫負担が2分の1に引き上げられる場合（ケース2）は、消費税を社会保障目的税として導入する考え方もあることから、この国庫負担全額が消費税で賄われるものと想定した。国庫負担以外の年金給付の財源は賃金所得に賦課する保険料であり、その保険料率がモデルの中で計算される点は、ベース・ケースと同様である。

(a) 効率性を視点とする比較

国庫負担の水準を3分の1とする場合と2分の1に引き上げる場合を比較するにあたって、社会保障政策の観点から、これまで述べた2つの視点、世代間の公平性と世代内の公平性が重要であることは確かである。ただし、経済学的には、将来の生産水準や消費水準の推移に注目して、どちらの国庫負担の水準がより多くの生産量や消費水準を達成することができるのかという効率性を視点とする比較も重要である。

このモデル分析では、資本労働比率が増加するほど生産関数への投入が増加するので、経済全体の生産量は増加することを意味する。本稿で用いるモデルでは、(2)で述べたように年齢別死亡率を設定することにより、年齢別人口は2002年1月の将来推計人口と同様に推移する。このよう

図表-1 ケース別にみた資本労働比率の推移

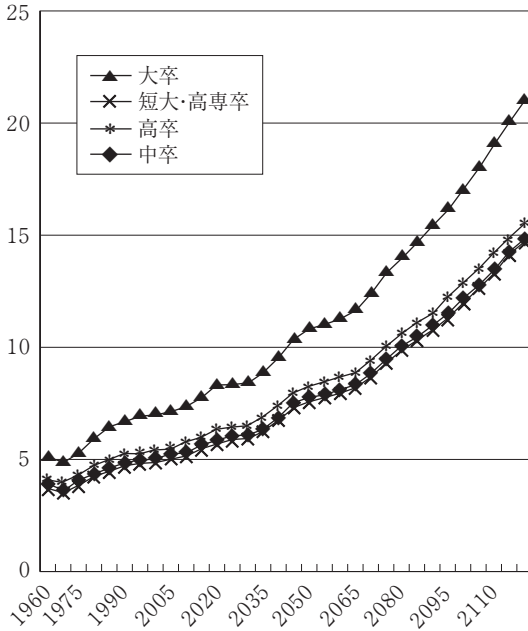


出所 金子・宮里・中田(2003)に基づき筆者作成

な将来の人口のうち、20歳以上64歳までの5歳階級別人口が労働力人口となるので、国庫負担水準の変化に伴う貯蓄率の変化を反映した資本労働比率の推移を見ることによって、将来の生産水準の変動を見ることができると推定される。国庫負担水準3分の1の場合（ベース・ケース）と国庫負担2分の1の場合（ケース2）を比較するために、資本労働比率（資本ストック／労働力人口）の推移を一つのグラフに示したのが図表-1である。

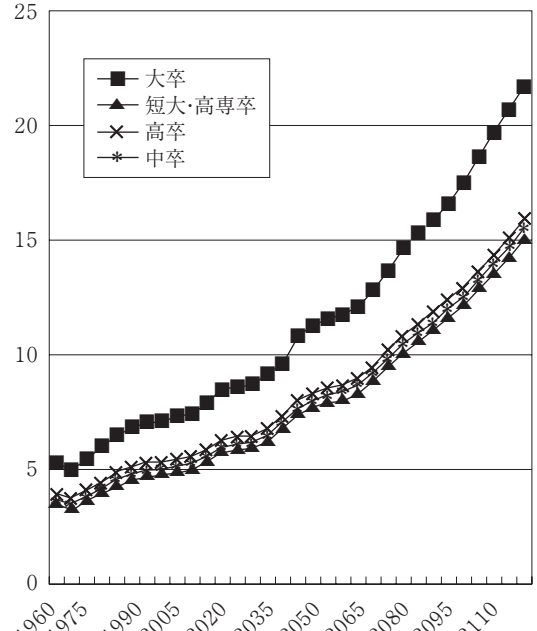
国庫負担3分の1の場合、給付維持方式として所得代替率（60%）を維持するためには、これ以外の年金給付を賄う賃金所得に対する保険料率は、国庫負担を2分の1に引き上げてこれを消費税で賄う場合よりも上昇せざるを得ない。その結果、引退後に備えて貯蓄する時期（勤労期間）の可処分所得の低下が（ケース2よりも）大きくなるために、貯蓄率の低下が相対的に大きくなり資本ストックひいては資本労働比率が減少する。図表-1において、ベース・ケースのグラフがケース2よりも下側を推移し、その差が大きくなる傾向が見られるのは、このためである。したがっ

図表-2 生誕年次別生涯消費水準(ベース・ケース)



出所 金子・宮里・中田(2003)に基づき筆者作成

図表-3 生誕年次別消費水準(ケース2)



出所 金子・宮里・中田(2003)に基づき筆者作成

て、国庫負担3分の1を維持する場合は、国庫負担を2分の1に引き上げてこれを消費税で賄う場合よりも資本労働比率が低下し、生産関数を通じたマクロ的な産出量も減少する傾向があるので、効率性の観点からは、国庫負担を2分の1に引き上げる場合の方が好ましいという結果が導かれる。

(b) 世代内の公平性を視点とする比較

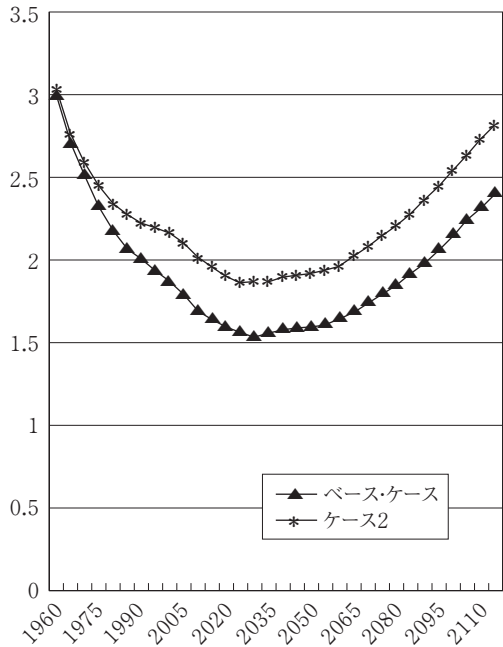
これに対して、学歴別賃金を指標とする所得階層間の生涯消費の格差を比べると、消費税で賄う場合の方が、他の財源選択の場合よりも所得階層別の相違がより大きく現れる傾向が見られる。図表-2と図表-3は、それぞれベース・ケースとケース2における生誕年次別にみた生涯消費水準を示したものである。高所得層となる大卒者とこれよりも低い所得階層となる高卒者の生涯消費の差を生年別にすべて取り上げてその差の平均値、中央値、最大値、最小値を求めると、ベース・ケースの場合はそれぞれ3.02、2.76、5.83、1.35となる。他方、ケース2の場合は、その差の

平均値、中央値、最大値、最小値は、それぞれ2.94、2.67、5.66、1.34となる。したがって、所得階層間の生涯消費の差について基本的な統計量を見るかぎり、ベース・ケースの方がケース2よりもその差が小さいという意味で、所得格差に基づく生涯消費の格差をより小さくするベース・ケースの方が世代内の公平性の観点から望ましいという結果が導かれる。

(c) 世代間の公平性を視点とする比較

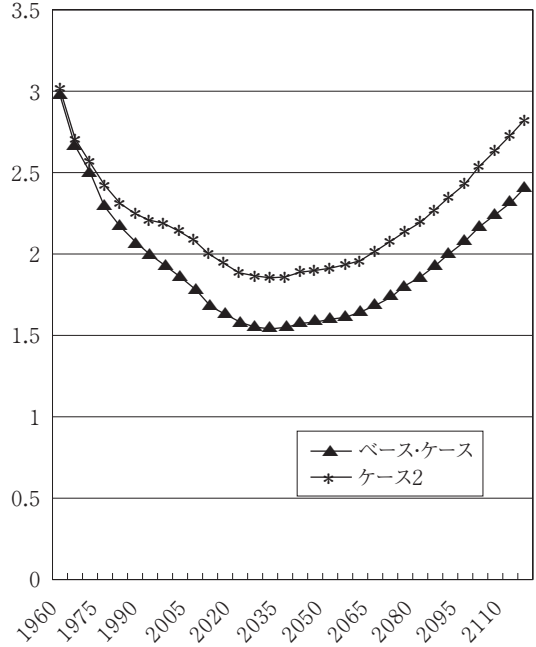
生涯における年金負担に対する年金給付の比率(受給開始年齢の割引現在価値でみた勤労期間を通じた保険料総額と引退から死亡するまでの給付総額の比率)を見ると、給付維持方式のもとではいずれの国庫負担水準でも、高齢化が進み保険料率が引き上がる時期にはこの比率がより若い生まれ年の者ほど低下するが、人口減少により年金受給者も減少する遠い将来に至ると保険料率がそれ以前の時期と比べて低下するために、再びこの比率が上昇する結果が得られた。図表-4は、高所得層(学歴別賃金で見た場合の大卒者)

図表-4 生涯における年金負担に対する年金給付の比率(大卒)



出所 金子・宮里・中田(2003)に基づき筆者作成

図表-5 生涯における年金負担に対する年金給付の比率(高卒)



出所 金子・宮里・中田(2003)に基づき筆者作成

を取り上げて2つのケースを比較したものである。また、図表-5は、それよりも低い所得層(学歴別で見た場合の高卒者)を対象に2つのケースを比較したものである。図表-4と図表-5の両方で、1975年生まれより若い世代では、国庫負担を2分の1に引き上げてこれを消費税で賄う場合(ケース2)の方が国庫負担3分の1の場合(ベース・ケース)よりも高い水準になるという結果が得られた。これは、ベース・ケースの方がケース2よりも賃金所得に課される保険料率が高くなるためである。このようにケースごとのグラフに上下の差が出るのに対して、図表-4と図表-5のグラフの形が同じになる理由は、この推計では、給付維持方式の所得代替率を60%と想定し、保険料率については所得水準と独立の比例的な保険料率を内生的に求めているので、どの所得層も拠出に対する給付の比率が同じになるためである。

生涯における年金負担に対する年金給付の比率は、人口減少により遠い将来には再び小さくなるとはいえ、その比率の世代間格差の水準は、ベース・ケースよりもケース2の方が小さくなる。

例えば、高所得層(大卒者)を例にとると、生涯における年金負担に対する年金給付の比率を生まれ年ごとに推計してその最大値と最小値を求めると、ベース・ケースでは1.45となるのに対して、ケース2では1.16に留まる結果となった。また、それより低い所得層(例えば高校卒)でも、年金の負担に対する給付の比率の最大値と最小値の差は、上に述べた理由により高所得層と同じく、ベース・ケースの1.45よりも、ケース2の1.16の方がより小さいという結果が得られた。すなわち、厚生年金のみを対象とするシミュレーションであるという制約はあるものの、以上の分析から、生涯における年金負担に対する年金給付の比率でみた世代間格差をより小さくするためには、国庫負担を1/2に引き上げてこれを消費税で賄うことが、国庫負担を1/3で維持する場合よりも望ましいという見解が導かれる。

4. まとめと今後の課題

年金制度改正において、世代間の公平性と世

代内の公平性を図りつつ年金財政を安定化させるための財源選択の問題は、重要な検討課題である。本稿では、厚生年金制度を対象に、基礎年金給付の国庫負担を3分の1とする場合と、国庫負担を2分の1としこれを消費税で賄う場合それぞれについて、日本経済の将来的な動向と世代間と世代内それぞれの格差に及ぼす影響について、動学的世代重複モデルを用いて分析を行った。シミュレーション分析によれば、国庫負担を2分の1に引き上げてこれを消費税で賄う場合の方が、経済効率性の面と世代間の格差是正の面でメリットがある半面、所得格差やこれに基づく生涯消費の格差を小さくするという意味で世代内の格差是正を図る点では国庫負担を3分の1に維持する方がよいという結果となった。

日本経済の先行きが不透明な中で、年金改革が経済効率にも配慮することは、人々の働く場を確保するためにも必要なことであろう。ただし、経済効率性から見た好ましい財源選択や世代間格差の是正につながる財源選択と、世代内の格差是正につながる財源選択とは必ずしも一致しない。もちろん、本稿の分析では、国民年金を含めたシミュレーション分析は行っていない。基礎年金給付の国庫負担の水準は、未納者・免除者の増加から注目されている国民年金財政とも関わる問題である。また、厚生年金を対象としているが、次期年金改正の課題となっているパートタイム労働者への厚生年金の適用拡大についても、本稿では分析していない。このような国民年金や厚生年金の適用が拡大される可能性のある人々を含めて分析を拡張することは、今後の課題である。しかし、厚生年金を対象としたモデル分析という制約はあるものの、年金財政の財源選択には効率性と公平性の視点から見てトレード・オフがあることを示すことは、年金と財政の問題を国民自らの選択に基づいて進めていくための重要な作業であると言えるだろう。このような分析が、今後の年金改革の議論に役立つことを期待したい。

※謝辞：本稿の分析は、平成14年度厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）「社会保障負担のあり方に関する研究」において実施した動学的世代重複モデルに

よる基礎年金給付の国庫負担2分の1への引き上げの影響に関する分析に、国庫負担3分の1の場合を加えて筆者がとりまとめたものである。

注

- 1) Auerbach and Kotlikoff (1987)、麻生 (1996)、本間・跡田・大竹 (1988)、Kato (1998) では代表的個人を仮定した一般均衡モデルで社会保障を分析しているのに対し、Okamoto and Tachibanaki (2000) では本稿と同様、異なる家計を一般均衡モデルに組み込み社会保障を分析している。
- 2) 本稿では所得の不確実性はないものと仮定している。
- 3) ただし、シミュレーションの初期時点以前の国庫負担率、保険料率および種々の税率は、実際の国庫負担率、保険料率と税率を用いた。例えば、国庫負担率は、1960～80年は0.2、1985～2004年は0.33、2005年以降は0.5とした。直近の利子所得税率は20%、法人税率は30%などとした。学歴ごとに異なる賃金所得それぞれに適用される実効税率は、稲垣編 (2002:57) のグラフを参照して求めた（中卒8%、高卒10%、短大・専門学校卒8%、大卒12%）。
- 4) 年金改革や税制改革が各世代の世代内の多様な所得階層に及ぼす影響をシミュレーション分析することは、1990年代後半以降、諸外国において試みられている。このような分析手法は、マイクロシミュレーションモデルとして、近年確立しつつある。より詳しくは、宮里 (2002) などを参照。
- 5) 初期の定常状態における人口成長率は年率約1%（本稿では5年を1期間とおいているためプログラム内では人口成長率を0.05としている）とし、終期の定常状態における人口成長率は0%と仮定した。

文献

- 麻生良文, 1996, 「公的年金・税制・人口高齢化と資本蓄積」高山憲之・チャールズ ユウジ ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』日本評論社。
- , 1997, 「少子化対策は年金負担を軽減するか」『人口問題研究』53(4): 32-48。
- 稲垣光隆編, 2002, 『図説日本の税制 平成14年度版』財経詳報社。
- 上村敏之, 2000, 「公的年金の縮小と国庫負担の経済厚生分析」『日本経済研究』42:205-227。
- , 2001, 『財政負担の経済分析——税制改革と年金政策の評価』関西学院大学出版会。
- , 2002, 「社会保障のライフサイクル一般均衡分析——モデル・手法・展望」国立社会保障・人口問題研究所『社会保障改革分析モデル事業報告書』。
- 小塩隆士, 2003, 「年金純債務からみた年金制度改革」八代尚宏・日本経済研究センター編『社会保障改革の経済学』東洋経済新報社, 81-104。
- 金子能宏, 2003, 「女性パートタイム労働の現状を踏まえた雇用政策と年金制度の役割」国立社会保

- 障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東洋経済新報社。
- 金子能宏・宮里尚三・中田大悟, 2003, 「世代重複モデルを用いた社会保障の負担のあり方に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)『社会保障負担のあり方に関する研究』平成14年度総括研究報告書。
- 厚生労働省, 2002, 『年金改革の骨格に関する方向性と論点』(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1205-2.html>).
- 厚生労働省監修, 2002, 『平成14年版 厚生労働白書』ぎょうせい。
- 橘木俊詔・中居良司, 2002, 「公的年金の信頼性を回復する制度改革案」『フィナンシャル・レビュー』64:181-199。
- 内閣府編, 2003, 『平成15年版 高齢社会白書』ぎょうせい。
- 本間正明・跡田直澄・大竹文雄, 1988, 「高齢化社会の公的年金の財政方式——ライフサイクル成長モデルによるシミュレーション分析」『フィナンシャル・レビュー』7:50-64。
- 宮里尚三・金子能宏, 2001, 「一般均衡マクロ動学モデルによる公的年金改革の経済分析」『季刊社会保障研究』37(2): 174-182。
- 宮里尚三, 2002, 「書評: M.Feidstein and J.B.Viebman (eds.), *The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform*」『季刊社会保障研究』38(3): 263-267。
- Auerbach, A. J. and L. J. Kotlikoff, 1987, *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge:Cambridge University Press.
- Gokhale, J., L. J. Kotlikoff, J. Sefton, and M. Weale, 2001, "Simulating the Transmission of Wealth Inequality via Bequests," *Journal of Public Economics*, 79: 93-128.
- Ihori, T., 2001, "Wealth Taxation and Economic Growth," *Journal of Public Economics*, 79:129-148.
- Kato, R., 1998, "Transition to an Aging Japan: Public Pension, Savings, and Capital Taxation," *Journal of the Japanese and International Economics*, 12: 204-231.
- Okamoto, A. and T. Tachibanaki, 2000, "Integration of Tax and Social Security Systems: On the Financing Methods of a Public Pension Scheme in Pay-as-You-Go Systems," mimeo.

(かねこ・よしひろ)

(なかた・だいご)

(みやざと・なおみ)